○中部地方整備局告示第三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十三日　中部地方整備局長　塚原　浩一

一　施行者の名称　静岡県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十二年中部地方整備局告示第九十二号東駿河湾広域都市計画道路事業三・四・二十六号金岡浮島線

三　事業施行期間　自平成二十二年六月二十三日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第三十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十三日　中部地方整備局長　塚原　浩一

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域　図面縦覧場所

一般国道　三百二号　東海市浅山一丁目地先から東海市名和町南埋田目地先まで　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

〃　四十二号　松阪市小津町濱際地先内　中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所

〃　〃　松阪市上川町地先から松阪市虹ヶ丘町地先まで　〃

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年四月一日

○近畿地方整備局告示第四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十三日　近畿地方整備局長　池田　豊人

一　施行者の名称　兵庫県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年近畿地方整備局告示第四十三号東播都市計画都市高速鉄道事業都市高速鉄道山陽電気鉄道本線

三　事業施行期間　自平成十四年三月二十五日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十三日　近畿地方整備局長　池田　豊人

一　施行者の名称　兵庫県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年近畿地方整備局告示第四十五号東播都市計画道路事業三・四・五百三号林崎線

三　事業施行期間　自平成十四年三月二十五日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十三日　近畿地方整備局長　池田　豊人

一　施行者の名称　兵庫県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年近畿地方整備局告示第四十六号東播都市計画道路事業三・五・五百十五号西新町線

三　事業施行期間　自平成十四年三月二十五日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十三日　近畿地方整備局長　池田　豊人

一　施行者の名称　兵庫県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年近畿地方整備局告示第四十七号東播都市計画道路事業七・六・五百二号山陽電鉄側道四号線

三　事業施行期間　自平成十四年三月二十五日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十三日　近畿地方整備局長　池田　豊人

一　施行者の名称　兵庫県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年近畿地方整備局告示第四十八号東播都市計画道路事業七・六・五百五号山陽電鉄側道五号線

三　事業施行期間　自平成十四年三月二十五日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし